

令和 2 年 1 2 月 1 4 日

○規則

新型コロナウイルス感染症拡大防止のための出勤することが著しく困難であると認められる場合の特別休暇の特例に関する規則の一部を改正する規則

新型コロナウイルス感染症拡大防止のための出勤することが著しく困難であると認められる場合の特別休暇の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 1 2 月 1 4 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

小田原市規則第 6 7 号

新型コロナウイルス感染症拡大防止のための出勤することが著しく困難であると認められる場合の特別休暇の特例に関する規則の一部を改正する規則

新型コロナウイルス感染症拡大防止のための出勤することが著しく困難であると認められる場合の特別休暇の特例に関する規則（令和 2 年小田原市規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

本則第 1 号中「新型コロナウイルス感染症を検疫法第三十四条の感染症の種類として指定する等の政令」を「新型コロナウイルス感染症を検疫法第三十四条第一項の感染症の種類として指定する等の政令」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。